

## 町内事業者に抗原定性検査キットを配布しています(新型コロナウイルススクリーニング検査)

新型コロナウイルス感染症における集団感染の未然防止と、事業者等が安心できる環境を維持することを目的として、次のとおり申請のあった町内の事業者等を対象に、抗原定性検査キットを配布しています。

### ■対象者

- ・町内の企業、個人事業主等の従業員
  - ・町内の医療機関、高齢者施設、障がい関連施設、児童福祉施設の従事者、利用者
  - ・町内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に通う園児、児童、生徒、教職員（町任用の公務補職員等を含む）
  - ・町内事業所等の委託事業者の職員
- ※個人への配布は行いません。

### ■配布申請について

次のいずれかに該当し、検査キットの配布を希望する場合は申請の対象となります。

- ①「ちょっと喉が痛い」「ちょっとせきや鼻水が出る」「ちょっと体がだるい」「微熱がある」など軽い症状があり、病院へ受診することを迷った場合
- ②町内の事業所等で感染者や濃厚接触者と接触があり、発熱等の症状が出た場合

配布申請は事業所等が行うこととし、申請フォームや役場介護支援課窓口、各支所または各連絡事務所に申請できます。

申請後、必要個数を配布しますので、各自で検査を行ってください。

申請フォーム



<https://logoform.jp/form/2W7T/32869>

### ■検査結果について

検査結果は陰性、陽性問わず、事業者等から町へ報告願います。

また、陽性反応があった場合には、速やかに下記へご相談ください。

- ・平 日 午前8時30分から午前11時  
午後0時30分から午後3時  
町立別海病院 発熱外来 TEL75-2727
- ・土曜日、日曜日、祝日、平日上記以外の時間  
町立別海病院 代表電話 TEL75-2311

### ■留意事項

- ①検査の結果が陰性であってもそれを確定するものではなく、体内のウイルス量が少ない場合は、偽陰性（感染している状態でも検査結果が陰性）である場合がありますので、引き続き感染予防対策に取り組む必要があることをご理解ください。
- ②検査結果を「証明」として扱うことはできません。
- ③抗原定性検査キットの備蓄状況によっては、配布希望数をお渡しできない場合があります。

問合せ／介護支援課 高齢者福祉担当（内線1317）

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合や、新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の収入が10分の3以上減少した被保険者の方は「保険料減免制度」を受けることができる場合があります。

保険料減免の申請を行う場合は、下記担当までご相談ください。

### ■対象者

次のいずれかに該当する被保険者が対象となります。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った北海道後期高齢者医療被保険者の方
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の事業収入などが減少した北海道後期高齢者医療被保険者の方

※事業収入などが減少した場合の要件は次の全てに該当した場合が対象となります。

- ①世帯の主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）のいずれかの減少額が前年の10分の3以上であること
- ②世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

### ■減免対象保険料

- ・令和3年度分保険料で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料
- ・令和2年度分保険料で、令和2年度末に資格を取得したこと等により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料

問合せ／町民課 後期高齢者・医療給付担当（内線1241～1243）  
北海道後期高齢者医療広域連合 TEL011-290-5601